

仕 様 書

1 業務名

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンターびん・缶・ペットボトル収集運搬業務（単価契約）

2 業務履行場所

札幌市中央区南3条西11丁目

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンターごみ集積場所（別紙参照）及び委託者が指定する場所

3 履行期間

令和7年4月14日（月）から令和8年3月31日（火）まで

なお、令和7年7月22日（火）に予定される中央市税事務所の庁舎移転（以下「移転」という。）に伴い予定排出量に変更となる（詳細は下記5のとおり）。

4 業務内容

受託者は、委託者の指示により次の業務を実施しなければならない。

- (1) 受託者は、委託者からの指示により中央健康づくりセンター等から排出されるびん・缶・ペットボトルの収集運搬業務を行うものとする。
- (2) 受託者は、業務にあたり努めて清潔に処理するものとする。
- (3) 受託者は、毎週1回（祝日等委託者の休日を除く）、午前8時30分から午後3時までの間に業務を行うものとする。
- (4) その他、当該業務を遂行するため委託者が指示する業務。

5 予定排出量

- (1) 移転前 1.5m³/月
- (2) 移転後 3.4m³/月

※ 令和7年7月に予定される移転後は、施設の利用状況が変更となり、排出量の増加が見込まれる。予定排出量はその数量を確約したものではないため、見積書の記載金額（単価）の算出にあたっては、十分留意のこと。

6 搬出量の報告

びん・缶・ペットボトルの数量を集計し、必要書類を添付のうえ、委託者へ報告すること。

7 契約金額の支払い

毎月払いとする。月ごとのびん・缶・ペットボトルの搬出量に各単価を乗じた金額の合計額に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額を、毎月実施する完了検査合格後に支払うものとする。

8 関係法令の遵守

作業に従事する者は、道路交通法等の関係法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密となるような事柄をむやみに他に漏らさないこと。

9 服务等

- (1) 受託者は、作業従事者に対して腕章を着用させること。
- (2) 受託者は、常時、作業従事者に身分証明書を携行させること。

10 安全の確保

作業の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負う。

11 環境負荷低減に関する事項

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

- (8) エネルギー使用量、水道水使用量及び廃棄物排出量等について、本市の環境マネジメントシステムに従って、集計及び管理を行うこと。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方で協議しその処理を図ることとする。

13 発注担当課

札幌市財政局税政部税制課 担当 似内

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2282 FAX：011-218-5149